



じんけんへいわしりょうかん
人権平和資料館だより

2024年（令和6年）4月

HUMAN RIGHTS & PEACE

だいごう
第286号

じんけんへいわ
人権と平和は
せいせき
21世紀のキーワード

〒720-0061 福山市丸之内1-1-1
TEL 924-6789 FAX 924-6850

jinken-heiwa-shiryoukan@city.fukuyama.hiroshima.jp



さいしやうじよ ぜつぼう
16才少女「絶望」

こ
けんりじやうやく
「子どもの権利条約」
せんか
戦争のウクライナ写真展から
しゃしんでん

きかん がつ にち にち がつ にち にち
期間 4月14日(日)~6月30日(日)

こ けんりじやうやく
「子どもの権利条約」とは

この地球で暮らす子どもたちが、みんな幸せに、もって生まれた能力を十分に
の せいちやう ほ せかいきやうつう ねが せかい み ます
伸ばして成長して欲しい。それは、世界共通の願いです。しかし世界を見ると、貧

しい暮らしに苦しんでいたり、自然災害や戦争に巻き込まれたり、学校に通えなかったり、差別を受けたり、子どもたちは様々な問題に直面しています。子どもの権利条約とは、世界の子どもたちの命と健やかな成長を守るために、ユニセフ（国際連合児童基金）をはじめ、国際機関や世界の国々が協力して、1989年に世界のすべての子どもが持つ権利を定めた条約です。また今年も、日本が子どもの権利条約を批准して30年目の節目の年になります。折しも、ロシアによるウクライナ侵襲やイスラエルとパレスチナの紛争が勃発し、多くの子どもたちが亡くなったり、連れ去られるなど、子どもの人権が根底から破壊される状況が続いています。

今回は、ユニセフが独自に取材した現地の写真と、OMEP（世界幼児教育・保育機構）日本委員会副会長の大庭三枝福山市立大学准教授へOMEPウクライナの就学前学校の職員から提供された現地の写真を基に子どもの権利について今一度考えていきます。

ウクライナの写真展から



侵襲前 コラージュ作成中の5歳児



紛争から逃れるため、ウクライナ国境を越えてポーランドのベルディシユチェにたどり着いた子どもと家族。（ポーランド、2022年3月5日撮影）



ユニセフによる支援拠点ブルドットで遊ぶ5歳のエマちゃん。子どもと女性の緊急ニーズに対応している。（ウクライナ、2022年4月7日撮影）

講演会：「戦禍のウクライナの子どもたち」

日時：5月26日（日） 13:30～15:00

講師：大庭 三枝さん 福山市立大学准教授

場所：福山市人権平和資料館

入場無料